運輸安全確保部会 (平成28年度第1回)

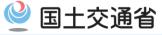
参考資料

(運輸安全マネジメント制度の今後の展開について 関連)

国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官室 平成28年12月19日



運輸安全マネジメント制度の概要



- 〇過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が<u>経営トップのリーダーシップ</u>の下、<u>会社全体が一体となった</u> 安全管理体制の構築や安全に関する取組について、PDCAサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要。
- 〇このため、陸・海・空の各事業法を改正し(平成18年3月公布)、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート。
- 〇これまでの10年間で、約5000者の運輸事業者に対して評価を実施し、運輸事業者の安全性向上に大きく寄与。

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者において、経営トップのリーダーシップの下、 安全統括管理者(役員クラス)の選任及び安全管理規程の 作成を義務付け、安全管理体制の構築・運営を支援

- ① 安全方針の策定・周知
- ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用
- ② 安全重点施策の策定、見直し ⑤ 教育・訓練の実施
- ③ コミュニケーションの確保
- ⑥ 内部監査の実施 等 (14項目)

国土交通省の運輸安全マネジメント評価

本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、 輸送の安全に関する取組状況を確認し、

継続的改善に向けてプラス評価や助言を実施。

評価

運輸安全マネジメント評価

事業者の経営トップ等<u>経営部門</u>に対するインタビュー等を通じた予防安全型の支援制度

【主な特徴】

- 〇事業者の安全管理体制の構築・改善の状況等を確認し ガイドラインに沿って評価・助言(自らのやる気喚起型)
- ○<u>経営トップの主体的関与</u>の下での<u>自律的な安全管理</u> 体制の構築・改善(スパイラルアップ)を期待
- 〇自主的な取組の促進を期待(結果に強制力なし)
- ○漢方薬のように<u>中長期的に効果が発現</u>することを期待 (体質改善)

保安監査

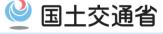
事業者の<u>現場</u>における業務実施状況のチェックを 通じた事後監督制度

【主な特徴】

- 〇事業者の法令、命令事項等に対する遵守状況等を 確認し<u>改善命令(是正型)</u>
- ○<u>現場における施設や取組内容等の法令等への適合</u>を 意図
- 〇改善命令等による改善を意図
- 〇外科療法や風邪薬のように<u>短期的に効果が発現</u>する ことを意図(即効性)

相互補完的に密接に作用

「運輸安全マネジメント評価」の実施イメージ



運輸安全マネジメント評価の実施の様子



<運輸安全マネジメント評価日程例>

	10:00	オープニングミーティング			
	10:30	経営トップインタビュー			
1	13:00	安全統括管理者インタビュー			
目目	14:30	安全推進室長インタビュー			
	16:00	文書・記録の確認			
	17:00	初日終了			

2 日目	9:30	文書・記録の確認			
	10:30	評価担当者打合せ			
	16:00	クロージングミーティング			
	16:30	評価終了			

運輸安全マネジメント評価報告書 (例)

	Ref. No 2016V15(B)		評価日	平成28年8月17日~18日				
	運輸安全マネジメント評価報告書(第2回)							
	事業者名: 柴刈観光バス株式会	会社	評価実施場所: 東京都港区1-2-3					
代表者名: 代表取締役社長 東京 一		東京 一郎	評価チームリーダー: 運輸安全調査官 国土 太郎					

総評:

御社における安全管理体制の構築及び改善に関する取組みについては、経営トップをはじめ社員が一丸となって安全の確保に取り組んでおり、以下に掲げる項目については、見直し・改善がなされており、評価いたします。

- ① 安全管理体制上の課題を把握し、これを改善する経営トップ の主体的な関与
- <u>②</u>

一方、安全文化の醸成と定着を図り、安全性を段階的に向上させるためには、安全管理体制の継続的な改善及び不断の取組みが不可欠であることから、引き続き、経営トップが主体的かつ積極的に関与して頂くとともに、以下に掲げる項目について、更なる取組みを講じることについてご検討下さい。

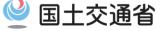
- ① 重大事故等を想定した訓練を定期的に実施されること
- **2**

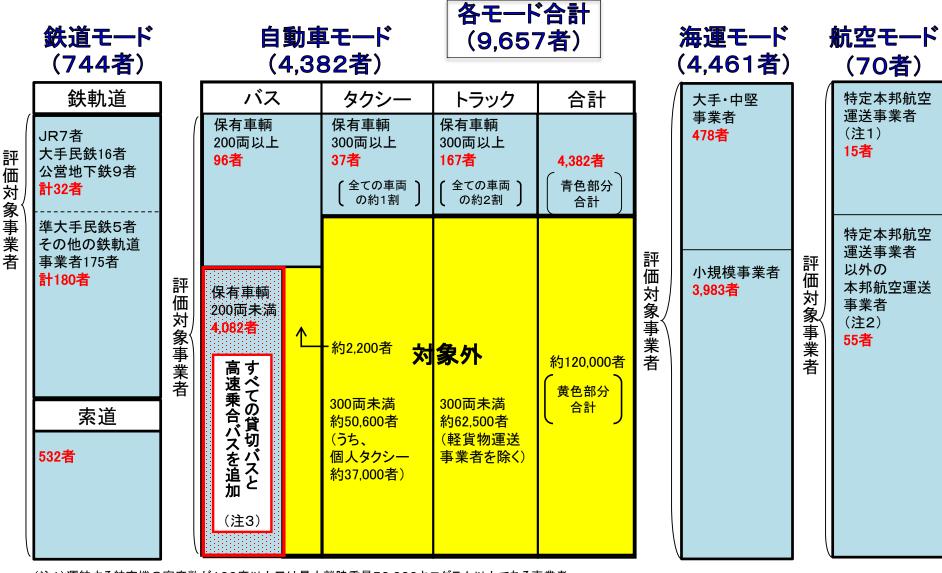
署 名:評価チームリーダー(運輸安全調査官)

国土 太郎

備 考 運輸安全マネジメント評価(第1回) 平成27年8月13日~14日

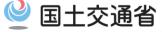
安全管理規程等の義務付け対象事業者(=評価対象事業者)

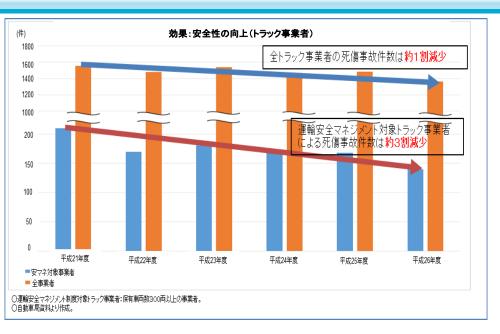


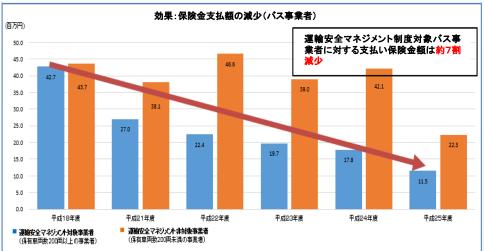


- (注1)運航する航空機の客席数が100席以上又は最大離陸重量50,000キログラム以上である事業者。
- (注2)運航する航空機の客席数が30席未満かつ最大離陸重量15,000キログラム未満の事業者については、平成23年4月1日より評価対象。
- (注3)貸切バス事業者については、関越道高速ツアーバス事故を踏まえ、平成25年10月1日より評価対象。保有車輌台数50両未満の上位1,900者への効率的評価を 今年度から本格実施。下位1,900者への評価については現在検討中。

運輸安全マネジメント制度の効果







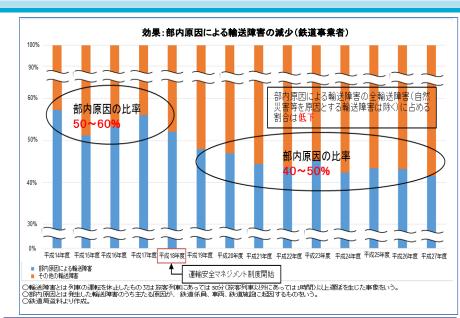
○任意保険契約台数1000台当たりに換算した支払保険金額(対人傷害事故、対物事故及び自損事故)。

(安全管理規程作成等が義務付けられていない事業者は、比較的規模の大きいものから抽出)

○保険会社の協力により、任意保険契約を締結している事業者の中から上記カテゴリー毎に無作為に20~40者程度抽出し、各年度における支払保険金を集計した。

○記録し、分析し、改善していくというシステムが回り始めた。 ■航空事業者(本社:関東)代表取締役副社長等

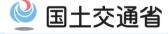
- ○経営者側が安全最優先のメッセージをグループ全社員へ発信したことで、現場が 大変心強く思っている。
- ため、経営者側が出向いて直接現場とコミュニケーションを図っている。



経営トップ等の生の声(シンポジウム発言より)

- ■鉄道事業者(本社:関東)取締役
- ○運輸安全マネジメントは、事業者にとって受け入れやすい制度であり、安全に対する 取組を浸透させるにも 非常に効果があると感じる。
- ○経営者側の「安全に関する取り組む姿勢」が浸透することによって、個々の乗務員の 安全意識等が向上した。
- Oヒヤリ・ハット収集の必要性が浸透し、提出数が増加する等、具体的な効果がある。
- ■バス事業者(本社:近畿)代表取締役社長
- 〇安全施策に体系化と継続性を持たせることができた。
- ○重点取組すべき対象事故を決め、年間計画に反映している。
- ○事故データを文書・記録として保管・分析することで、安全管理の方針の精度が 年々上がってきているとマネジメントの成果を痛感。
- ■フェリー事業者(本社:九州)代表取締役社長
- ○経営者と現場、船上と陸上それぞれの考えをぶつけ合う取組を強力に進めている。 ○制度が始まり、科学的、システム的に安全を捉えることができるようになったと実感。

運輸安全マネジメント制度に関する実績



運輸安全マネジメント評価対象事業者数:9,657者(平成28年4月1日時点)

〇運輸安全マネジメント評価実施状況

	鉄道		自動車			海事			航空	合計		
	鉄軌道	索道	合計	バス	タクシー	トラック	合計	旅客船	貨物船	合計	A/6	H #1
運輸安全マネジメント 評価対象事業者数	212者	532者	744者	4,178者	37者	167者	4,382者	3,831者	630者	4,461者	70者	9,657者
評価対象事業者のうち 評価を実施した事業者 (平成18年度~平成27年度末時点)	211者	532者	743者	312者	37者	132者	481者	3,095者	569者	3,664者	50者	4,938者
平成27年度末までの実施率	99.5%	100%	99.9%	7.5%	100%	79.0%	11.0%	80.8%	90.3%	82.1%	71.4%	51.1%

注1: 平成27年度に実施した評価は537者。

注2:業種によっては新規参入又は退出が頻繁に行われるものもある。

〇運輸安全マネジメントセミナー実施状況

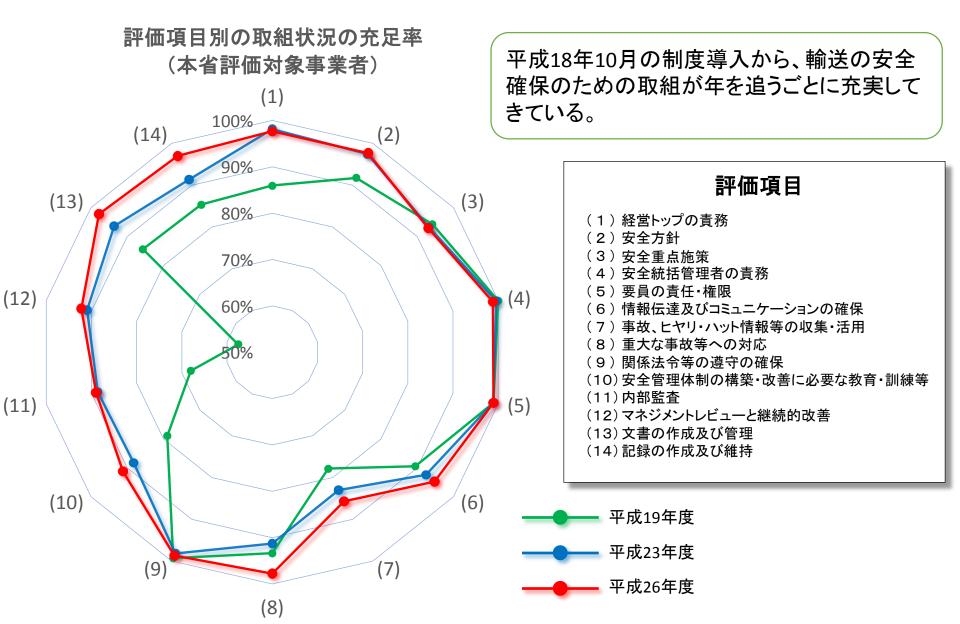
開催回数:335回

受講者数(延べ数):17,536人

(平成27年度末時点実績)

	本省	地方運輸局	合計		
開催回数	267回	68回	335回		
受講者数	2,722人	14,814人	17,536人		

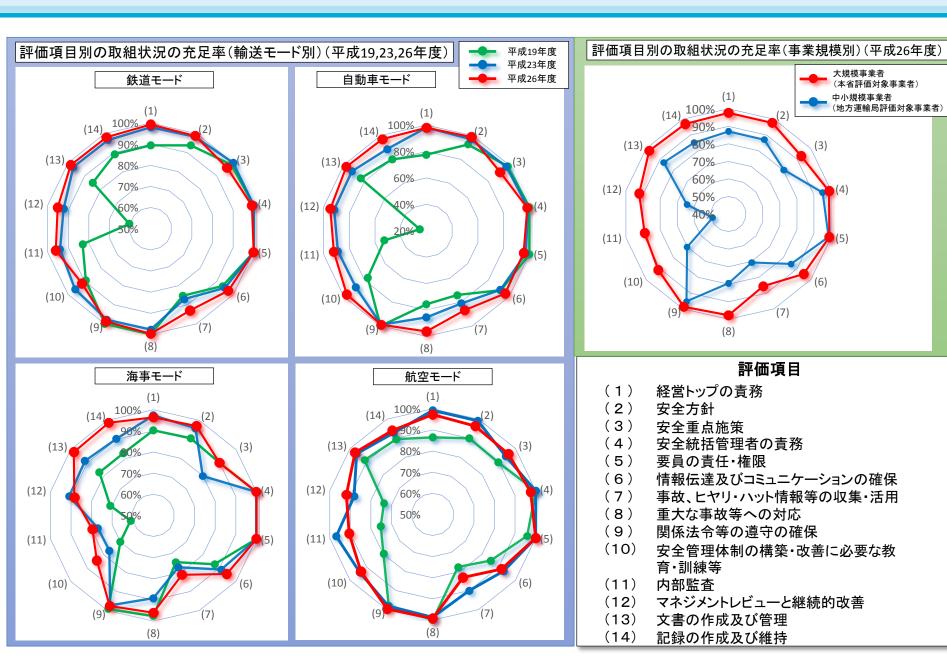


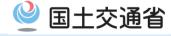


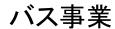
運輸事業者における運輸安全マネジメント制度への取組の充足率の推移(2)

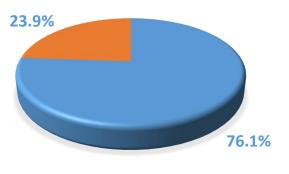


国土交通省









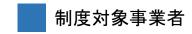
事業者数ベース



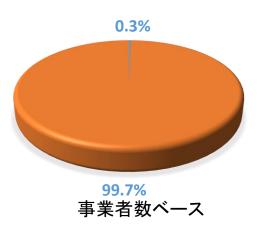
ハイヤー・タクシー事業

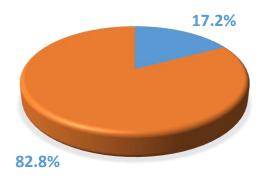






トラック事業

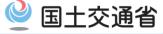




車両数ベース

制度非対象事業者

新たなリスクと考えられる分野への対応



- 社会環境の変化に応じて、災害や感染症、テロ等新たなリスクが生じている。
- こうした新たなリスクに対して、経営トップが関心を持ち、会社全体で事前の対応策を 検討しておく必要。
- 運輸安全マネジメント評価においても、新たなリスクについて経営トップの意識の喚起 や会社が一丸となった取組の充実を促すために、以下につき評価・助言を行っていくこと が必要。
 - 緊急時対応マニュアルの作成

・事業継続計画(BCP)の策定

- 会社全体での訓練・教育

- ・必要な資機材等の確保・準備
- 日常から実施することができる取組と効果の検証(防犯カメラの設置等)

災害時の対応の例



●災害時の緊急対応、事業継続

感染症対策の例



●消毒マットの設置

テロ対策の例



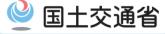
●防犯カメラの設置 ●テロ訓練等の実施

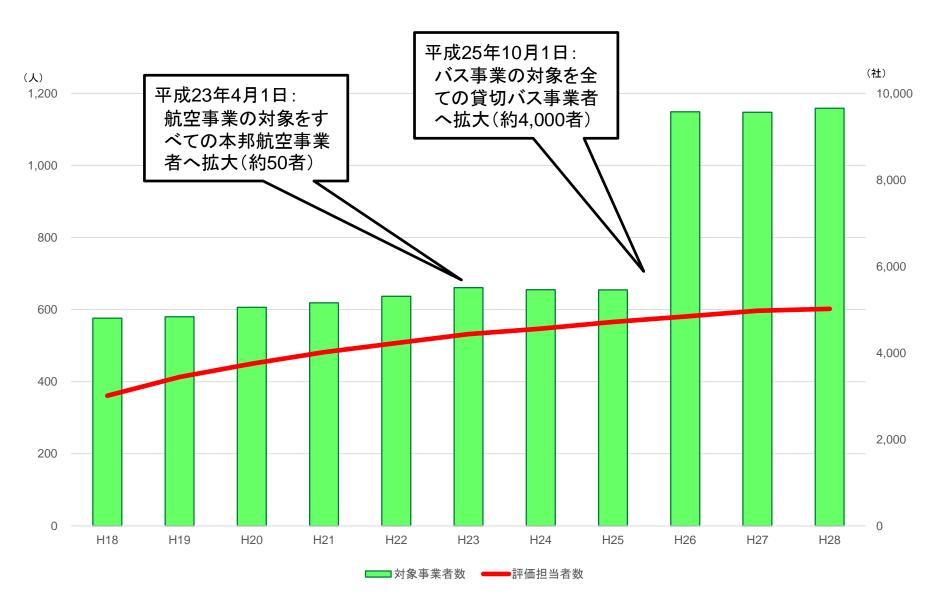




●警察との連携強化・巡回警備

運輸安全マネジメント対象事業者と評価体制の推移





注1: 事業者数は各年4月1日現在(但し、平成18年度については10月1日)